

別紙 2 新旧対照表

改正前（令和 7 年 1 0 月）	改正後（令和 8 年 1 0 月版）
森林土木事業（治山・林道）設計・積算要領 令和 <u>7</u> 年 1 0 月 宮 崎 県 環 境 森 林 部	森林土木事業（治山・林道）設計・積算要領 令和 8 年 1 0 月 宮 崎 県 環 境 森 林 部

新旧対照表

改正前（令和 7 年 1 0 月）	改正後（令和 8 年 1 0 月版）																												
第 1 編 共通 第 1 章 ～ 第 5 章 【略】 第 6 章 数値基準 1 ～ 2 【略】 3 【新設】 第 7 章 【略】 第 8 章 標準工期表 1 適用範囲 請負工事に使用する工期は原則「森林整備保全事業設計積算要領第 9 工期の設定」によるものとし、猛暑日日数を加算することができる。ただし、これにより難しい場合は、現場条件等を考慮し、別途算定するものとする。 なお、詳細については次のとおりとする。 2 治山事業（溪間工・山腹工事・地すべり工事・海岸工事） 「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い 1 0 適切な工期の設定について」による。 3 林道事業 「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い 1 0 適切な工期の設定について」による。	第 1 編 共通 第 1 章 ～ 第 5 章 【略】 第 6 章 数値基準 1 ～ 2 【略】 3 設計単価の端数処理 単価（市場単価及び土木工事標準単価を含む）の端数処理は端数切り捨てによる、有効数字 4 桁止め(但し、小数点第 3 位以下切り捨て)とする。なお、掲載誌の単価を(円／枚)から(円／㎡)などに換算する場合は、掲載誌それぞれの換算単価を小数点第 3 位以下切り捨て(小数点第 2 位止め)で算出し、それを平均した後、再度端数処理を行うこととする。 ただし、機械賃料の決定単価（端数切り捨てによる有効数字 4 桁止め）を補正する場合の端数処理は第 1 項の基準によるものとする。 (参考例) (単位：円) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">掲載誌単価</th><th>決定単価</th><th rowspan="2">数値処理の変更点</th></tr><tr><th>A 誌</th><th>B 誌</th><th>(従 来)</th></tr><tr><td>資材等①</td><td>90.7</td><td>100</td><td>(95.3) 95.35</td><td>従 来：A 誌に合わせて少数点 1 位止め 見直し後：有効数字 4 桁止めにより小数点第 2 位まで表示</td></tr><tr><td>資材等②</td><td>20,050</td><td>20,000</td><td>(20,025) 20,020</td><td>従 来：整数止め 見直し後：有効数字 4 桁止めにより 1 の位切り捨てにて表示</td></tr><tr><td>資材等③</td><td>600</td><td>605</td><td>(602) 602.5</td><td>従 来：整数止め 見直し後：有効数字 4 桁止めにより小数点第 1 位まで表示</td></tr><tr><td>資材等④</td><td>9.55</td><td>9.5</td><td>(9.52) 9.52</td><td>従 来：A 誌に合わせ小数点第 2 位止め 見直し後：有効数字 4 桁止め但し小数点第 3 位以下切り捨てにより小数点第 2 位まで表示</td></tr></table> 第 7 章 【略】 第 8 章 標準工期表 1 適用範囲 請負工事に使用する工期は原則「森林整備保全事業設計積算要領第 9 工期の設定」によるものとし、猛暑日日数を別途考慮することができる。ただし、これにより難しい場合は、現場条件等を考慮し、別途算定するものとする。 なお、詳細については次のとおりとする。 2 治山事業（溪間工・山腹工事・地すべり工事・海岸工事） 「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い 1 0 適切な工期の設定について」による。ただし、雨休率における猛暑日数（天候等による作業不能日）は第 6 項の規程によるものとする。 3 林道事業 「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い 1 0 適切な工期の設定について」による。ただし、雨休率における猛暑日数（天候等による作業不能日）は第 6 項の規程に		掲載誌単価		決定単価	数値処理の変更点	A 誌	B 誌	(従 来)	資材等①	90.7	100	(95.3) 95.35	従 来：A 誌に合わせて少数点 1 位止め 見直し後：有効数字 4 桁止めにより小数点第 2 位まで表示	資材等②	20,050	20,000	(20,025) 20,020	従 来：整数止め 見直し後：有効数字 4 桁止めにより 1 の位切り捨てにて表示	資材等③	600	605	(602) 602.5	従 来：整数止め 見直し後：有効数字 4 桁止めにより小数点第 1 位まで表示	資材等④	9.55	9.5	(9.52) 9.52	従 来：A 誌に合わせ小数点第 2 位止め 見直し後：有効数字 4 桁止め但し小数点第 3 位以下切り捨てにより小数点第 2 位まで表示
	掲載誌単価		決定単価	数値処理の変更点																									
	A 誌	B 誌	(従 来)																										
資材等①	90.7	100	(95.3) 95.35	従 来：A 誌に合わせて少数点 1 位止め 見直し後：有効数字 4 桁止めにより小数点第 2 位まで表示																									
資材等②	20,050	20,000	(20,025) 20,020	従 来：整数止め 見直し後：有効数字 4 桁止めにより 1 の位切り捨てにて表示																									
資材等③	600	605	(602) 602.5	従 来：整数止め 見直し後：有効数字 4 桁止めにより小数点第 1 位まで表示																									
資材等④	9.55	9.5	(9.52) 9.52	従 来：A 誌に合わせ小数点第 2 位止め 見直し後：有効数字 4 桁止め但し小数点第 3 位以下切り捨てにより小数点第 2 位まで表示																									

4 舗装工事 表 【略】 5 【略】 6 猛暑日を考慮した工期設定 (1) 猛暑日とは、WBGT 値が 3 1 以上の日をいう。 (2) 本県における猛暑日日数は 1 5 日間とする。 ※ 8 時から 1 7 時までの WBGT 値が 3 1 以上の時間を足し合わせた日数（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数） (3) ～(4) 【略】	よるものとする。 4 舗装工事（猛暑日数は第 6 項の日数を別途加算） 表 【略】 5 【略】 6 猛暑日を考慮した工期設定 (1) 猛暑日とは、WBGT 値が 3 1 以上の日をいう。 (2) 本県における猛暑日日数は 1 5 日間／年とする。 ※ 8 時から 1 7 時までの WBGT 値が 3 1 以上の時間を足し合わせた日数（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数） (3) ～(4) 【略】
--	--